

## 7-4 登録免許税の納付（特実意商共通）

産業財産権の権利情報の登録申請を行う場合、登録免許税法の規定に従い登録免許税を納付することが義務づけられています。各種手続きによりその税額は異なっていますが、個別納付額は〔登録免許税法第2条別表第一（産業財産権関連の抜粋）〕をご覧ください。

登録免許税は以下の方法で納付することができます。

### 〔収入印紙で納付する場合〕

収入印紙で納付する場合、所定の額の収入印紙を最寄りの郵便局等指定金融機関、若しくは特許庁で購入し、登録申請書に貼り付けて提出してください。



### 〔注 意〕

#### ◆登録免許税は「特許印紙」で納付することが出来ません◆

特許印紙で納付された場合、当該申請は手続却下となり申請手続きが大幅に遅れることにつながりますので、印紙の貼り付けの際には十分な確認をお願いします。

#### ◆収入印紙に消印はしないようお願いします◆

「登録免許税として申請書に貼り付けた収入印紙を消印する必要がありますか？」というご質問をいただくことがありますが、消印はしないようお願いします。特許庁において、担当官が印紙による料金の納付の事実を確認してから職務で消印します。

### 〔現金納付の場合〕

現金納付で納付する場合、産業財産権関連における登録免許税の納付地は、特許庁所在地の税務署である「麹町税務署」になりますので、最寄りの日本銀行の本店、支店又は代理店となっている銀行等若しくは郵便局に出向き、所定の用紙により所定の登録免許税を「麹町税務署」宛に振り込んでください。

実際の登録申請にあたっては、振り込みの際に交付された「領収証書」を登録申請書に貼り付けて提出することになります。

参考：「登録の原因を証明する書面（譲渡証書等）」に貼り付ける収入印紙

「譲渡証書に収入印紙を貼る必要がありますか？」、「譲渡証書に貼る収入印紙の額はいくらですか？」という問い合わせを度々いただきますが、印紙税法第2条（登録免許税法ではありません）によれば、「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。」と規定されています。その額は以下〔印紙税／産業財産権関係の抜粋〕をご覧ください。

なお、印紙税法は特許庁所管の法律ではないため、その詳細（印紙が必要か否かの判断、正確な納付額、印紙の消印の方法等）に関しお答えすることができません。必要に応じて[国税庁](#)にご照会ください。

〔印紙税／産業財産権関係の抜粋〕

番号	文章の種類	印紙税額 (1通または1冊につき)
1	○ 無体財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、商号及び著作権）の譲渡等に関する契約書 ○ 消費貸借に関する契約書（金銭消費貸借及び質権設定契約）	記載された契約金額が1万円未満 非課税
		〃 10万円以下 200円
		〃 10万円を超え50万円以下 400円
		〃 50万円を超え100万円以下 1千円
		〃 100万円を超え500万円以下 2千円
		〃 500万円を超え1千万円以下 1万円
		〃 1千万円を超え5千万円以下 2万円
		〃 5千万円を超え1億円以下 6万円
		〃 1億円を超え5億円以下 10万円
		〃 5億円を超え10億円以下 20万円
		〃 10億円を超え50億円以下 40万円
〃 50億円を超えるもの 60万円		
	契約金額の記載のないもの 200円	
12	信託行為に関する契約書	200円

(平成元年4月1日より)

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁出願支援課登録室

電話：03-3581-1101

特許・実用新案移転担当 内線 2714～2715

意匠・商標移転担当 内線 2716～2717

e-mail：[お問い合わせフォーム](#)